

阿賀野市地域公共交通協議会規約

(設置)

第1条 この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び実施に関する協議を行うため、協議会として設置する。

(名称)

第2条 この会の名称は、阿賀野市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）とする。

(事務所)

第3条 協議会の事務所は、阿賀野市岡山町10番15号阿賀野市役所内に置く。

(目的)

第4条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生のための地域における取組を総合的かつ効率的に推進することを目的とする。

(協議事項等)

第5条 協議会は、前条の目的を達成するために次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。

- (1) 計画の作成及び計画の変更に関すること。
- (2) 計画の実施に関すること。
- (3) 協議会の運営に関すること。
- (4) その他協議会が必要と認めること。

(組織)

第6条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 協議会に、次の役員を置くことにし、相互に兼ねることはできないものとする。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監査員 2人

3 会長は、阿賀野市長をもって充てる。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

5 会長は、副会長及び協議会の会計を監査する監査員を委員の中から任命する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時は会長の職務を代理する。

7 監査員は、協議会の会計監査を行い、その結果を協議会の会議において報告する。

(委員の任期)

第7条 委員は、別表に掲げる者とし、その任期は、1年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残存任期とする。

(事務局)

第8条 協議会は、その運営に関する事務を行うため、阿賀野市総務課内に事務局を置く。

2 事務局には事務局長を置き、阿賀野市総務課長をもって充てる。

3 事務局員は、阿賀野市総務課職員をもって充てる。

(会の運営)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができるものとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなすこととする。

4 協議会の決議の方法は、会議出席委員の総意で決定することとする。

5 協議会は、委員のほか、必要に応じて関係者の会議への出席を求めることができる。

6 協議会で決議した事項について、委員はその結果を尊重しなければならない。

7 会議は公開で行うこととし、協議会に関する情報は阿賀野市のホームページ等を利用して公表する。

8 会長は、軽易な事項又は急を要する事項については、書面をもって賛否を求め、その回答をもって会議の決議に代えることができる。この場合において、第2項及び第4項の規定を準用する。

(分科会の設置)

第10条 協議会は、計画の検討及び実施等にあたり、分科会を設置することができる。

2 分科会の名称、構成員、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第11条 協議会の経費は、負担金、補助金、その他の収入をもって充てる。

(財務)

第12条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。

3 前各項に定めるもののほか、協議会の予算の編成及び現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会の解散等)

第 13 条 協議会が解散したときは、協議会の収支は解散をもって打ち切り、会長が清算する。

(規約の変更)

第 14 条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。

附 則

この規約は、平成 21 年 3 月 10 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 21 年 6 月 25 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 22 年 3 月 10 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 24 年 6 月 26 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 29 年 6 月 29 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 30 年 6 月 27 日から施行する。

附 則

この規約は、令和元年 6 月 27 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 3 年 6 月 28 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 4 年 6 月 28 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 5 年 6 月 27 日から施行する。

別表（第6条関係）

区分		関係する所属・団体等	構成員
法第6条第2項第1号委員	計画作成市町村	阿賀野市	市長
法第6条第2項第2号委員	公共交通事業者	新潟交通観光バス株式会社	京ヶ瀬営業所長
		公益社団法人新潟県バス協会	専務理事
		協同組合阿賀野地区配車センター	代表理事
		五頭タクシー株式会社	代表取締役
		有限会社白鳥タクシー	運行管理者
		あがのタクシー株式会社	代表取締役
		東日本旅客鉄道株式会社 新潟支社	<u>企画総務部経営戦略ユニットリーダー</u>
	道路管理者	国土交通省 北陸地方整備局 新潟国道事務所	計画課長
		新潟県 新発田地域振興局	地域整備部長
		阿賀野市	建設課長
法第6条第2項第3号委員	公安委員会	新潟県 阿賀野警察署	交通課長
	地域公共交通の利用者代表	阿賀野市老人クラブ連合会	会長
		阿賀野市PTA連絡協議会	会長
	学識経験者		
	その他必要と認める者	国土交通省 北陸信越運輸局	交通政策部 交通企画課長
		国土交通省 北陸信越運輸局 新潟運輸支局	首席運輸企画専門官
		新潟県 新発田地域振興局	企画振興部長
		五泉市	企画政策課長
		阿賀町	まちづくり観光課長
		日本労働組合総連合会 新潟県連合会 下越地域協議会	阿賀野支部長
		阿賀野市観光協会	会長
		水原商工会	会長
		安田商工会	会長
		笹神商工会	会長
		京ヶ瀬商工会	会長
		阿賀野市	商工観光課長
			市長政策・市民協働課長
			高齢福祉課長
			学校教育課長